

「東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定について

- 本プログラムは、区市町村及び都後期高齢者医療広域連合による糖尿病性腎症重症化予防事業を支援するために、糖尿病医療連携協議会での協議等を経て策定しているもの。
- 区市町村等による保健事業の円滑な実施に資するよう、国の「糖尿病腎症重症化予防プログラム」（以下「国プログラム」）の改定状況及び区市町村等への意見照会結果等を踏まえ、本プログラムを改定する。
- また、改定内容の検討の場として、本協議会のもとにワーキンググループを設置する。

■東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム（都プログラム）

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に対する重症化予防に向けた取組の考え方や標準的な内容を示すとともに、関係機関の連携体制を構築し、区市町村等における保健事業の円滑な推進を支援するために、国プログラムをベースとして、平成30年3月に策定（前回改定：令和4年3月）

■これまでの経過

① 国プログラムの改定（R6年3月）

- ・重症化予防の取組を一層推進するために、「予防・健康づくりに関する大規模検証事業」（令和2年度～令和4年度）における糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果検証事業の実施結果等を踏まえたプログラム改定が行われた。

② 都プログラム改定に向けた区市町村等への意見照会（第1回：R7年3月、第2回：R7年6月）

- ・事業の企画や関係者との調整・検討を行うにあたり、参考となる対象者の選定基準や優先順位、評価指標があるとよいといった意見や、素案に対する文言修正等の意見が出された。

（例）「対象者の選定」の標準的な選定基準、都で統一した「プログラムの評価指標」、
他保険者と比較できるよう、都で統一した「アウトカム（評価）指標」

都プログラム改定の方向性

国プログラムの改定内容及び区市町村国保・広域連合へのプログラム改定に対する意見照会結果・事業の取組状況を踏まえ、次の考えのもと、プログラム改定作業を進める。

- 区市町村国保等が、被保険者対象の保健事業（受診勧奨・保健指導）実施に向けて、活用しやすいものとする。
- 区市町村国保等が、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施するに当たり、①事業を企画する医療専門職の確保、②地域の医療関係団体との連携体制、③事業を実施する人員体制、の3つが厳しい状況においても、保険者として取り組むべき事業を認識し、実施できるようにする。

■改定のポイント

① 国プログラムに準拠した改定

- 対象者の年齢層（青壮年・高齢者）を考慮した取組の推進
- 関係者（区市町村・都・広域連合・地区医師会等）の連携に向けた役割の提示
- 対象者の抽出基準と対象者の状態に応じた介入方法の例示 など

② 区市町村の意見等を踏まえた都プログラム独自の改定

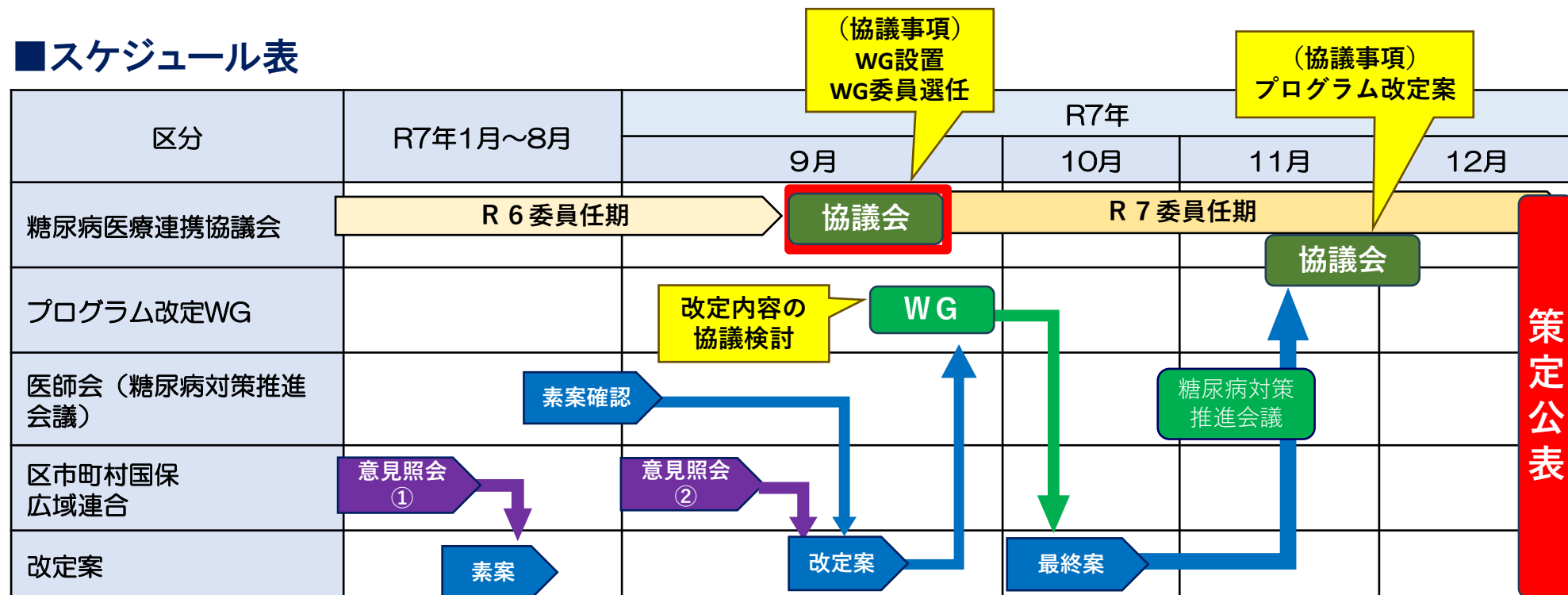
- 対象者抽出基準（受診勧奨・保健指導）の標準例を設定
 - ⇒ 国プログラムを参考に、介入の優先順位を示すとともに、治療状況（未治療、治療中等）に応じた対象者の把握方法、健診結果（腎障害、血圧など）を踏まえた、対象者を抽出する標準的な基準を例示
- 都内区市町村の取組状況を比較可能なものとするため、都内統一の評価指標を設定
 - ⇒ 対象者抽出基準の標準例を踏まえ、他保険者と比較できるよう統一した指標を設定

改定作業の進め方(予定)

令和7年中のプログラム改定・公表を目指し、次のとおり改定作業を進める。

- ① 糖尿病医療連携協議会において、プログラム改定ワーキングの設置を協議 [9月1日]
- ② プログラム改定ワーキングにおいて、改定内容を検討 [9月中]
- ③ 糖尿病対策推進会議（東京都医師会設置）において改定案を協議 [10～11月]
※本プログラムは東京都・東京都医師会・東京都糖尿病対策推進会議の三者連名で作成
- ④ 糖尿病医療連携協議会において、プログラムの改定案を協議 [11～12月]
- ⑤ 改定プログラムを、関係者への通知・ホームページ掲載により公表 [12月中]

■スケジュール表



プログラム改定ワーキンググループの設置について(案)

【名 称】

東京都糖尿病医療連携協議会
糖尿病性腎症重症化予防プログラム改定
ワーキンググループ

【設置根拠】

<協議会設置要綱_第6>

- 1 協議会には専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員又は…委員をもって構成する。

【部会長の選任】

<協議会設置要綱_第7>

- 2 部会長は、会長の指名により選任する。
※前回（R3年度）改定ワーキング部会長
（医）弘健会 菅原医院院長 菅原正弘先生

【協議内容】

- ・都プログラムの改定内容の検討
- ・区市町村国保・広域連合が活用しやすいものとするための検討

ワーキンググループ委員構成

区分		人数
二次保健 医療圏代表	区部	2
	多摩部	1
学識経験者		2
関係団体	公益社団法人東京都医師会	1
	公益社団法人東京都歯科医師会	1
	公益社団法人東京都薬剤師会	1
	公益社団法人東京都看護協会	1
	公益社団法人東京都栄養士会	1
保険者団体	東京都保険者協議会	1
行政機関	区部	1
	市部	1
	町村部	1
	都保健所	1

※その他、国プログラムの改定状況や国保・後期高齢者医療の保健事業に関する説明及び助言をいただくために、参考人を招致する。